

事務連絡
令和5年9月12日

公益社団法人 全日本トラック協会ご担当者様

自動車局安全政策課

事業者を跨ぐ遠隔点呼のニーズ調査に関する協力依頼について

貨物自動車運送事業における運行管理については、貨物自動車運送事業法体系において、輸送の安全の確保のため、運送事業者に対し、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面で運転者に対する点呼や運行中の必要な指示等を行うことを求めています。

他方、近年、運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の発展が目覚ましく、令和3年3月に策定された事業用自動車総合安全プラン 2025 において、ICT を活用した高度な運行管理の実現が掲げられたこと等を踏まえ、ICT を活用した運行管理の高度化による安全性の向上、労働生産性の向上を実現すべく検討を進めています。

令和5年4月以降、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）の要件を満たしたうえで営業所を管轄する運輸支局へ届出を行うことにより、同一事業者間（完全子会社含む）であれば一の営業所から他の営業所の運転者に対して遠隔から機器を通じて点呼を実施する遠隔点呼が可能となりました。

今般、同一事業者間のみならず事業者を跨ぎ（100%の資本関係にないもしくは資本関係のない事業者間）遠隔点呼を行う事で、集約地域等において早朝・深夜における運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されます。

運行管理高度化については産官学の有識者から構成される運行管理高度化ワーキングで検討を進めておりますが、事業者間を跨いだ遠隔点呼が具体的にどのような地域で求められ、どのように活用されるかにつき別添1の内容の調査を実施したいと考えております。

つきましては貴会傘下会員の事業者の中で、事業者を跨ぐ遠隔点呼の実施を希望もしくはご関心がある事業者におかれましては、事業者向け依頼文（別添2）に従いご回答いただき、調査にご協力をお願い致します。

担 当

国土交通省自動車局安全政策課 上田

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (内線41625)